

## 白岡市既存建築物耐震診断補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市民が安心して生活できるよう、地震災害に強いまちづくりを推進するため、市内における既存建築物の耐震診断を実施する当該建築物の所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、白岡市補助金等の交付手続等に関する規則（平成10年白岡市規則第1号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この告示に定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「耐震診断」とは、一般財団法人日本建築防災協会が定める木造住宅の耐震診断と補強方法に基づく一般診断法、精密診断法又はこれらと同等の耐震診断方法により、既存建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。

(補助の対象となる建築物)

第3条 補助の対象となる建築物は、市内に存する昭和56年5月31日以前に工事に着手された地階を除く階数が2以下の一戸建て木造住宅（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。以下「補助対象木造住宅」という。）とする。

(補助の対象となる耐震診断)

第4条 補助の対象となる耐震診断は、建築士事務所（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所をいう。）又は建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者をいう。）に所属する建築士法第2条第2項に規定する一級建築士、同条第3項に規定する二級建築士又は同条第4項に規定する木造建築士が行うものとする。

(補助金の交付対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 当該補助対象木造住宅に居住していること。

- (3) 当該補助対象木造住宅の所有者又はその2親等以内の親族であること。

(補助金の額)

第6条 耐震診断に係る補助金の額は、補助対象木造住宅1棟につき次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 耐震診断に要した費用（以下「耐震診断料」という。）が5万円以下である場合 耐震診断料の額と同額
- (2) 耐震診断料が5万円を超え10万円以下である場合 5万円
- (3) 耐震診断料が10万円を超える場合 耐震診断料から5万円を差し引いた額。ただし、8万2,000円を限度とする。

(補助の制限)

第7条 補助金の交付は、補助対象木造住宅1棟につき1回限りとする。

2 補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。

(補助金の交付申請の様式等)

第8条 規則第6条第1項の申請書の様式は、様式第1号の白岡市既存建築物耐震診断補助金交付申請書のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、当該耐震診断の実施前までとする。

3 規則第6条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る書類の添付は要しないものとし、同項第3号に規定する市長の定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 建築確認通知書の写し又は建築時期が確認できる書類
- (2) 当該補助対象木造住宅に申請者が居住していることが確認できる書類
- (3) 当該補助対象木造住宅の所有者が確認できる書類
- (4) 耐震診断に要する費用の見積書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定通知の様式)

第9条 規則第9条第1項の交付決定通知書の様式は、様式第2号の白岡市既存建築物耐震診断補助金交付決定通知書のとおりとする。

(耐震診断の変更又は中止)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、耐震診断に係る補助金の交付の申請の内容を変更しようとするとき（軽微な変更で、費用に変更が生じないものを除く。）は、様式第3号の白岡市既存建築物耐震診断補助金変更承認申請書に当該変更に係る書類を添付して市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合には、速やかに審査を行い、変更内容がこの告示の目的及び規定に適合していると認めたときは、様式第4号の白岡市既存建築物耐震診断補助金変更通知書により、当該申請者に通知するものとする。

3 補助対象者は、やむを得ない事情により耐震診断を中止するときは、速やかに様式第5号の白岡市既存建築物耐震診断補助金交付辞退届により市長に届け出なければならない。

（実績報告書の様式等）

第11条 規則第15条の報告書（以下「実績報告書」という。）の様式は、様式第6号の白岡市既存建築物耐震診断補助金交付実績報告書のとおりとし、規則第15条各号の記載は要しないものとする。

2 実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 耐震診断報告書の写し
- (2) 耐震診断の契約書等の写し
- (3) 耐震診断の領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 受領委任払（一般社団法人埼玉建築士会又は一般社団法人埼玉県建築士事務所協会（以下「建築士会等」という。）が耐震診断を行った場合において、補助対象者が建築士会等に対し補助金の請求及び受領を委任することをいう。）の方法により第13条に規定する補助金の請求をしようとする場合は、前項第3号の書類に代えて、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 耐震診断料の請求書の写し
- (2) 耐震診断料が5万円を超える場合、耐震診断費用から5万円を減じた金額の領収書の写し

(3) 様式第7号の受領委任払に関する委任状

4 実績報告書の提出期限は、当該会計年度の3月10日までとする。ただし、同日までに耐震診断が完了しないことについて合理的な理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

(補助金の額の確定の様式)

第12条 市長は、規則第16条の規定による補助金額の通知をするときは、様式第8号の白岡市既存建築物耐震診断補助金交付額確定通知書により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助対象者は、前条の通知を受けたときは、様式第9号の白岡市既存建築物耐震診断補助金交付請求書により、補助金の交付を市長に請求するものとする。

2 受領委任払の方法により補助金の交付の請求があったときは、建築士会等を補助対象者とみなして前項及び次条の規定を適用する。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定による補助金の請求があったときは、速やかに補助対象者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の返還の様式)

第15条 市長は、規則第20条第1項の規定により補助金の返還を命ずるときは、様式第10号の白岡市既存建築物耐震診断補助金返還請求書により通知するものとする。

(書類の整備)

第16条 補助対象者は、補助の対象となった耐震診断に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の書類を整備し、5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 23 日告示第 49 号）

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。